

# 經濟論叢

第166卷 第4号

哀 辞

故田中真晴名誉教授遺影および略歴

カール・クニースの経済学講義……………	八 木 紀一郎	1
ごみ処理広域化に関する政策史分析(1)……………	八 木 信 一	27
1949年ドイツ・マルク切り下げ問題をめぐる 米仏関係……………	河 崎 信 樹	43
ヴェルテンベルクにおける編物産業内の 社会的分業の展開(2)……………	森 良 次	59
日中戦争期におけるアメリカの対華支援(1)……………	大 石 恵	73
追 憶 文		
田中真晴先生の業績を偲ぶ……………	松 嶋 敦 茂 梅 澤 直 樹	86
弔辞……………	田 中 秀 夫	91

平成12年10月

京 都 大 学 経 済 学 会

## 日中戦争期におけるアメリカの対華支援（1）

——経済的動機を中心に——

大 石 恵

### はじめに

日中戦争開戦後，対日戦を遂行するために，国民政府は欧米諸国に軍事・経済両面の支援を要請した。しかし，ソビエトを除く西側諸国は，ヨーロッパ情勢，自国内での対華支援に対する反発や疑問などのために，暫くはその要請に応じなかった。アメリカもその例外ではない。アメリカによる支援は，紆余曲折を経て1939年以降本格化することになる。

ところで，当時欧米諸国によって行われた対華支援の概要をいち早く明らかにしたのは，ヤング（Arthur N. Young, 1890-1984）<sup>1)</sup>である。彼は，1929年から凡そ20年間にわたって国民政府の経済顧問を務めた人物で，実体験をもとに戦時期中国の経済情勢を詳細に書き残している。彼の手によって，欧米の対華支援策の全容はほぼ解明されたと言えよう。彼によれば，日米開戦まで中国が何とか抗日戦線を持続できたのは，何よりも欧米からの借款をはじめとする支援策であった。

これに対して，近年の研究では，欧米による対華支援策の意義・役割などに関する評価は概して高くない<sup>2)</sup>。つまり，ヤングが明らかにした対華支援策の

1) ヤングは，1918年のメキシコを皮切りにホンジュラスなどでも financial advisor を務めた。太平洋戦争末期に行われたブレトン＝ウッズ会議には，中国代表の一員として出席した。日中戦争開戦以降の中国经济については，Young [12], [13] に詳説されている。

2) 鈴木 [22] は，外交史的視点からアメリカの対華支援を究明しており，孤立主義下にあるアメリカがワシントン輸出入銀行（Export-Import Bank of Washington；以下，輸銀と省略）を経由して支援を行わざるをえなかったこと，ヨーロッパ戦線を重視していたため中国への支援が後々

第1表 各国の対華借款供与 (1937-1941年)

調印年月日	国名	金額 (単位:100万)	利子 (%)	満期 (年)	目的
1938. 3. 1	ソ	\$ 50	3	1943	軍事品購入など
1938. 4.22	仏	Francs 150	7	1953	鉄道建設
1938. 7. 1	ソ	\$ 50	3	1945	軍事品購入など
1939. 2. 8	米	\$ 25	4 ½	1944	非軍事品購入
1939. 3.10	英	£ 5	2 ¾	1945	通貨安定
1939. 3.15	英	£ 0.5	5 ½	1943	トラック購入
1939. 6.13	ソ	\$ 150	3	1952	軍事品購入など
1939. 8.18	英	£ 2.859	5	1949	イギリス製品の購入
1939.12.11	仏	Francs 480	7	1954	鉄道建設
1940. 4.20	米	\$ 20	4	1947	非軍事品購入
1940.10.22	米	\$ 25	4	1945	非軍事品購入
1941. 2. 4	米	\$ 50	4	1948	非軍事品購入
1941. 4. 1	米	\$ 50	1 ½	* <sup>1)</sup>	通貨安定
1941. 4. 1	英	£ 5	1 ½	* <sup>1)</sup>	通貨安定
1941. 6. 5	英	£ 5	3 ½	1951	ボンド圏からの製品購入

注1) : 30日前の通知次第。

出所 : Young (13) Appendix II より一部転載。

全容を前提としつつも、その成果を欧米側にウエイトを置いて評価しているのである。

このような研究はいくつかの事実に基づくものであり、それなりの成果として受容されて然るべきであろう。実際、西側諸国の中で最大の支援を行ったアメリカの場合、その規模はソビエトによるそれと比較すると小さい<sup>3)</sup>(第1表参照)。また、日米開戦前におけるアメリカの対日姿勢が宥和的態度であっ

、手にまわったことを明らかにしている。しかし、上記の視点に加えて、中国に対するアメリカの経済的動機も考え併せる必要がないだろうか。

3) 確かに、他国と比較してソ連からの対華支援額は目立っている。しかしながら国民政府は対ソ警戒感が根強く、欧米諸国の中で率先して、惜しめない救いの手を国民政府に差し伸べたソ連からの援助物資を備蓄し、ソ連技術者・パイロットの増員計画に反対するなど、ソ連から極力内政干渉されないよう対応を採っていた (United States Department of State, *Records of the U. S. Department of State Relating to Internal Affairs of China, 1930-39*, Department of State Decimal File (以下、Decimal File と略記) 893.51/6985 Steinhardt to Secretary of State, September 22, 1939)。

た<sup>4)</sup>ために、結果として対華支援の効果が相殺されたことも看過できない。

しかしながら、それは事実の一面でしかない。例えば、アメリカの財界の動向を見ると様相は異なる。アメリカにとってアジア諸国の中で最大のシェアを占めていた貿易相手国は日本であった。したがって、日中開戦後においてもアメリカの輸出入業者らは日本を重視し、対日取引を継続していた。それは当然の成り行きであった。しかし1930年代末に至って、アメリカ財界は戦後の中国市場で得られるであろう利益に大きな期待を寄せ、アメリカ政府の戦後世界の構想以前に中国の戦後復興過程におけるアメリカ経済の重要性を唱えていた。また、当時のルーズヴェルト大統領が日中戦争末期に戦後の海外市場の確保・拡大策を念頭に置き、その一環として中国市場の確保・育成を構想していた<sup>5)</sup>。いずれにしても、アメリカによる対華支援の低調さを、中国軽視の証左とすることはできないであろう。むしろアメリカの対華支援の背景には、政財界の共通した中国市場重視の姿勢が見受けられるのである。したがって、アメリカは一方で中国大陸における日本の膨脹阻止を行い、他方では中国市場でのアメリカ権益を維持しようとしたと考えられる。

本稿ではこのような視点に立ち、蘆溝橋事件(1937年)から日米開戦(1941年)に至るおよそ4年間にアメリカが行った対華支援策について検討する。従来重視されていた外交史的視点に加え、当時の米中貿易をはじめとする経済的側面も考慮しながら、ルーズヴェルト政権の戦後構想の原点をも考えたい。今

4) コーエンが「アメリカは日本にとって最も重要な武器供給国」(Cohen [2] p. 133)と述べているように、アメリカは1939年まで緩やかな対日武器禁輸措置しか採用していなかった。

5) ルーズヴェルトの親中国政策の背景には、かつて母方の親族が中国貿易に従事しており、日常的に中国への好意的姿勢を植え付けられる(Dallek [3] p. 535, Welles [11] p. 78)という個人的事情があった。ルーズヴェルトはこのような特殊な環境に基づき、19世紀以来資本家の間に漠然と存在していた中国を潜在的市場と見なす考え方に沿って中国を重視していたようである。彼は、戦後世界体制を構築する上で中国を米英ソに並ぶ大国として位置付け、戦後太平洋地域の平和維持に必要な国家と見なしていた(Dallek [3] p. 389)ため、ソ連の反対を押し切ってまで中国を国連常任理事国とした。しかし、このような彼の中国重視は正確な中国認識に裏付けられたものではなく、非現実的部分も多かった(*Ibid.*, p. 535)ことを見過ごしてはならない。真珠湾攻撃以降、アメリカの対華政策において中国の安定化・大国化が推進された点については、小堀訓男「第2次大戦時における米国の対中政策転換の研究(1)」『駒澤大学法學部研究紀要』第51号、1993年3月を参照されたい。

回は主にアメリカの外交文書に依拠するが、アメリカ政府だけでなく、支援の過程で登場する対華ビジネス活動、民間団体が行った対華支援も踏まえて、日中戦争前半期の対華政策を論じてみたい<sup>6)</sup>。

## I 銀 購 入

米中両国間での銀問題は、世界恐慌に溯ることができる。19世紀後半より、銀価は世界的に低落傾向にあったが、世界恐慌で拍車がかかり、1929年を境に急激に下落した。世界有数の産銀国であったアメリカは、20世紀初頭の銀価下落による国内産銀業者の損害を補償すべく、銀購入法を成立させた。これは、(1) アメリカ国内の産銀業者を保護する、(2) 恐慌で低下した銀本位国の購買力を回復させる、という2つの目的で成立した法律であったが、当然のことながら(2)の目的は達成されず、逆に当時最大の銀本位国・中国の経済を金融恐慌に陥れ、最終的には同国を銀本位制から離脱させた。

このように、銀購入はアメリカの国内要件から実施された政策であり、国民政府は通貨制度の変更を余儀なくされたが、幣制改革後、銀購入法が有利に働いた。アメリカが国民政府の保有する国有化銀を買い上げたことで、中国幣制は日本による大量の外貨売りにもかかわらず維持されたのである。

その後、議会からの銀購入要求は沈静化し、同時に世界市場での銀価格もほぼ一定の水準に落ち着いたことから、日中戦争勃発後、アメリカは中国大陸での日本の膨張阻止および対華支援を前提とした銀購入の実施へと、銀政策を大きく転換させた。

以下では、蘆溝橋事件発生以後に行われたアメリカの中国銀買い上げを概観する。

6) 本稿は、幣制改革(1935年)後のアメリカ政府の対華支援に関して筆者が行ってきた一連の研究(拙稿「中国の通貨金融政策——1935年の幣制改革と英米の支援をめぐって——」修上学位論文、大阪府立大学、1998年、拙稿「アメリカ銀政策と中国の幣制改革」『京都大学経済論集』第14号、1992年2月)を後継するものである。本稿では、それらの研究において追究してきた政府レベルの対華支援の議論に加え、民間部門の動向も考察することで、日中戦争期におけるアメリカの対華支援を新たな側面から捉えたいという意図がある。

1937年のアメリカの銀購入は、事件直後、11、12月の3度にわたって行われた。最初の契約は事件翌日の7月8日に結ばれ、1オンスあたり45セントで総量6,200万オンスの銀がアメリカに買い上げられた。2件日は、7月同様に1オンスあたり45セントで1,000万オンスを購入する契約であったが、この数日後に更に1,000万オンスを追加購入する旨が取り決められ、11月だけで5,000万オンスの中国銀がアメリカに引き渡された。その際、銀は1,000万オンスずつ5回に分割して購入された。12月に結ばれた契約では、中国銀は半月に1度の割合で前月同様に分割購入された。また、購入期間は12月15日から翌1938年2月15日までと定められた。1936年以降、米中両国は二国間協定方式で銀売却を進めていたため、取引による銀市場への直接的影響は考えにくかった。しかし、アメリカ財務省は上記の取引について公表を避けた。

1938年、まず2月に5,000万オンスの銀購入が契約された。これは、先回と同じくアメリカが半月1回の割で5回に分けて5,000万オンスを購入することとなった。これまで1オンス45セントであった単価は、4月1日以降に購入する銀に関しては1オンス43セントに引き下げられた<sup>7)</sup>。この銀購入が完了するや否や、アメリカは中国から更なる銀購入の要請を受け、先回と同じ条件の下に、7月から9月にかけて5,000万オンスを購入することを決定した。前年まで、アメリカは中国銀購入に際して、銀の売却益は通貨安定に利用するという制限を設けており、日中戦争勃発後も、中国は銀売却益で武器弾薬を購入することができなかった。しかし、アメリカはこの制限を撤廃したため、中国にとって1938年の銀売却は大きな意義があった。

1939年夏には、中国はアメリカに対して銀購入の対価、あるいは後述する輸銀借款の利用を通じて金の獲得に意欲を覗かせている<sup>8)</sup>。当時、中国は極度のインフレーションに陥っていたため、イギリスと共同で通貨安定基金を設立し

7) アメリカの中国銀購入に関して、最大の銀供給国であったメキシコが中国銀の価格設定に関して何らかの要求を出し、その影響で1オンスあたりの銀価格が変更になったと考えられる。

8) Decimal File 893. 51/6947 Bullitt to Secretary of State, July 26, 1939.

通貨価値安定に努めたが、設立後数ヶ月間で資金が枯渇し、運営不能に陥っていた。英中基金が実質的に消滅し、法幣の価値安定を図る次の策を講じる必要性に迫られた時、国民政府はアメリカが保有する金に着目したのである。

戦時体制の下、国民政府はインフレ対策および継続的な軍事物資購入のため、通貨安定、外貨準備確保は必要条件であった。そこで、幣制改革以降の銀国国有化に加えて、金も国民政府が回収しようと、宋美齡や鄧穎超らがキャンペーンを行ったのである。アメリカに対する金の要求は、対日戦を続行しながらも欧米諸国から軍事支援を受けられない中国の危機感の表れと見ることができる。

ところで、アメリカでは1933年のルーズヴェルト大統領就任前後に急速な金ストックの減少が見られ、外国為替市場が崩壊した。ルーズヴェルトは、銀行救済策として銀行休日を宣言し、同時に金銀貨・地金の輸出禁止、金貨退蔵の禁止を経て、同年4月の金輸出禁止令を以て完全にドルと金の兌換を停止した。その後、アメリカ国内物価の下落傾向を阻止するため、財務省と復興金融公社が引き上げられた金価格で金を買い上げ続けていたのであった。故に、アメリカの金保有量は、国民政府からの要請に応じられるだけの余裕があったと考えられる。しかし、1943年まで、アメリカ政府は米中間での金銀交換および金輸出のための輸銀借款交渉には一切応じなかった。

1939年以降、中国が保有する銀の減少から銀売却量は次第に落ち込んでいくが、それに代わって、借款による直接的支援が行われるようになっていった。蘆溝橋事件以降、真珠湾攻撃までのおよそ4年5ヶ月間でアメリカが中国から購入した銀は3億6,000万オンス、総額1億5,700万ドルにのぼった。

## II 対華借款

世界恐慌の影響から産業、雇用を救済するため、アメリカ政府は民間部門に対する積極的な国家資本の投入を進めることを目的として、復興金融公社(Reconstruction Finance Corporation)などの政府機関を設置した。そのうち、

貿易・銀行に携わる様々な民間団体からの要望と復興金融公社の対外金融支援問題<sup>9)</sup>から設立されたのが、輸銀であった<sup>10)</sup>。

恐慌からの再生策として、アメリカは海外市場の拡大を提唱したが、輸銀も他の政府系機関同様、その一翼を担う組織として期待された。1934年にジョンソン法 (Johnson Act) が制定されたため、輸銀を経由した信用供与は、対ラテン・アメリカ諸国の比重が大きくなっていった<sup>11)</sup>。しかし、一国レヴェルで見ると、輸銀の貸付残高が最も大きいのは中国であった (第2表参照)。中国への信用供与が本格的に行われるようになったのは1939年以降であり、1938年以前に当該行が中国に対して行った信用供与は、かつて復興金融公社が行った小麦借款 (1931年)、棉麦借款 (1933年) の残務を引き継いだもの<sup>12)</sup>、加えて、蘆溝橋事件前に契約されたものの、戦争で中断されてしまった5,000万ドルの機関車借款 (1937年) であった。1930年代後半、アメリカは、輸銀を媒介に中国市場へと積極的に進出しようとしていたが、日中戦争によって水を差される格好となった。

では、本稿で対象としている期間に行われた対華信用供与を検討してみよう。

その最初の借款は、1938年10月に決定された2,500万ドルの供与であった。

これは、日本からの反発を回避するために、在米の国民政府代理機関である

9) 貿易業者らは、復興金融公社の業務拡張によって貿易金融に資金的援助が行われるよう政府に求めていた。また、時期を同じくして、アメリカ政府内でソ連、キューバ、ブラジルへの復興金融公社を経由した多額の借款を検討中であった (斎藤 [21] 102-104ページ)。これらの問題を解決する手段として、復興金融公社とは別に輸銀を設立し、海外および国内貿易業者からのニーズに応えようとした。

10) 輸銀は、当初第一輸銀 (対ソ貿易専業)、第二輸銀 (設立当初は対キューバ貿易専業、その後ソビエト以外の諸外国に対象拡大) という2つの組織で活動を始めたが、1936年にはこれらが合併し、単一組織となった。輸銀の設立経緯や活動内容に関して、詳しくは Pierson, Warren Lee, "Export-Import Bank Operations," *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol. 211, September 1940 を参照されたい。

11) ジョンソン法では、対米政府債務が不履行となっている政府への民間貸付を禁止していた。そのため輸銀は、当時対米債務の償還が滞っていた欧州諸国に対する貸付を行えなかった。

12) 中国は、両借款で当初予定されていた金額を完全には消化していなかったが、1938年夏には食糧不足を理由に、再度アメリカに新規の棉麦借款を要請している (Decimal File 893. 51/6721 Possible Credit to China, July 15, 1938)。

第2表 輸銀の貸出残高 (単位: 1,000ドル)

年 国名	1936	1937	1938	1939	1940	1941 <sup>1)</sup>
コロンビア	—	—	—	38	5,825	7,678
チリ	—	—	630	485	2,890	3,926
ハイチ	—	—	165	1,905	3,435	3,890
ブラジル	508	1,320	925	16,395	13,621	13,545
メキシコ	73	890	472	136	130	121
中国	15,700	13,700	11,823	24,991	54,697	80,820
スペイン	56	53	47	4,281	12,481	11,200
フィンランド	—	—	—	—	18,219	23,005
ポーランド	13	31	9	3,348	3,307	3,307
その他 <sup>2)</sup>	1,153	1,312	2,046	3,749	5,146	6,164
総計	17,503	17,306	16,116	55,328	119,751	153,658

注1) : 1941年のみ、3月末時点での貸出残高を表す。

2) : その他には、20ヶ国が含まれる。

出所 : United States Board of Governors of the Federal Reserve System, *Federal Reserve Bulletin*, May 1941, p. 386.

ユニバーサル・トレーディング・コーポレーション (Universal Trading Corporation) が受け入れる形態をとったものである。この借款の利益は、アメリカの農産物および工業製品の対華輸出、中国からの桐油の輸出にファイナンスされると取り決められた。また、借款の担保となる中国からの桐油輸出は、利益の半分をクレジットの償還に、残る半分をアメリカ製品の購入に充当するものとした。アメリカが提示したクレジット供与の条件は、クレジットを武器・弾薬、航空機の購入、通貨安定に利用しないことであった。特に、武器・弾薬の購入に関して、アメリカは中立法による規定が存在していたため、それらにつながる借款供与は行えなかったのである<sup>13)</sup>。

13) 中立法をアジア諸国にも適応した場合、「現金白国運搬 (Cash-and-Carry) 方式」が中国大陸での膨張を謀る日本にのみ有効に機能することとなる。そのため、ルーズヴェルトは日中戦争に際して中立法の提唱を控え、これに抵触しない経済支援の範囲内で対華支援を行っていた (Cohen [2] p. 119)。しかし、国民政府からは再三、軍事物資購入のための借款を要求されていた。

この借款は翌年2月、正式合意に至ったが、アメリカ政府内部でもその有効性を疑問視する声があがっていた。将来の中国からの桐油輸出を償還源とする借款案1つをとっても、不確実性が非常に高く、中国で桐油産出が確保される保証は全くなかったからである<sup>14)</sup>。加えて、孤立主義を取り続けてきたアメリカ議会から輸銀の活動範囲を抑制する法案が出されないとは言い切れない状況であった。にもかかわらず、アメリカは日本の軍事力拡大を物質的に制限するためにも、対華支援を必要とみなした。そこで、議会をはじめとする対華支援反対派の懐柔策として、借款の桐油輸出による償還に加え、中国銀行の保証も取り付けたのであった<sup>15)</sup>。

アメリカ国民の間では中国同情論が高まり、政府も断続的に対華支援策を講じようとしたが、依然として孤立主義を取り続ける議会では、中国一国に対する貸付額の増加、更には年々増加する輸銀の全貸付額が孤立主義を脅かすものであるとして、輸銀の貸付額に制限を加えるに至った。これとは逆に、輸銀設立に至る原動力となった輸出貿易商らで構成される全国貿易評議会(National Foreign Trade Council)は、輸銀の総貸付額の制限緩和や活動内容の拡充を訴えるようになった<sup>16)</sup>。実際の輸銀の活動には議会からの足枷が埋められていたが、貸付規制の範囲内で、輸銀の貸付額が増加の一途を辿っていくのが現実であった。

中国への貸付規模の大きさは第2表から明らかであるが、アメリカが対華支援の一環として輸銀借款に踏み切った背景には、輸銀首脳部、及び財務省の一部に、中国からの支援要請に応じておけば、日中戦争終結後、中国からアメリカの商業活動に利益がもたらされるとの漠然とした大きな希望的予測が存在し

14) 借款案が提起された1938年末の時点で南京政府が桐油産出地域全体の約8割を統治していたものの、主要な産出地である杭州は既に日本の占領下にあり、湖南・四川省も日本の攻撃により陥落する可能性が非常に高かった。そのため、アメリカ政府は将来の桐油輸出を担保とする借款に難色を示していた(Decimal File 893. 51/6736 2/8 Hamilton to Department of State, November 13, 1938)。

15) U. S. Department of State [10] Vol. III, p. 569.

16) National Foreign Trade Council [6] p. xxi.

た<sup>17)</sup>。同様に、アメリカの民間企業にも、輸銀借款を利用して中国市場での利益獲得を狙っていたものがあつた。中国への建設資材販売のために輸銀からの借款供与を模索していたローブリング社 (Roebling Company)<sup>18)</sup> や、米中間で資本提携を画策していた貿易業者<sup>19)</sup> は、その一例である。このように、多少漠然とした点は見受けられるが、アメリカは官民揃って日中戦争中から中国市場に注目していた。

太平洋戦争開戦に近づくにつれ、アメリカの対華借款はより積極的に行われるようになった。1940年には2件、総額4,500万ドルが南京国民政府に供与された。これらは、従来通り対日戦遂行を援助するために行われたものであつた<sup>20)</sup>。保証は、タングステンと錫の輸出とした。1件目は、1939年にホワイト (Harry Dexter White, 1892-1948) が提案していた2,000万ドルの対華借款であつた。この借款も、名目上ユニバーサル・トレーディング・コーポレーションに供与され、将来の錫輸出が保証とされた。ルーズヴェルトが議会孤立主義者による対華支援差し止めにあつたため、借款は実現しないかに見えたが、その後、汪精衛が日本の傀儡である南京政府を設立したことを受け、翌年3月、ルーズヴェルトは急遽借款供与を決定した。借款は、ホワイトの提案通りの内容で実施された。

2件目は、中央銀行が2,500万ドルを受け入れるものであつた。借款交渉にあつた財政部長・宋子文は、当初、最低でも5,000万ドルの借款を要求していたが、米中両国政府間の協議で当初要求していた半分の2,500万ドルに抑えられた。

17) *Ibid.*, pp. 57-58, U. S. Congress. House. Committee on Banking and Currency [8] p. 86.

18) Decimal File 893. 51/6886 Question of financing the sale to the Chinese Government of road and bridge-building material, April 21, 1939.

19) Decimal File 893. 51/7034 Memorandum of Conversation, December 14, 1939.

20) この頃から、国民政府が対日戦よりも剿共戦に力を注ぐようになったため、欧米諸国は国民政府を抗日戦に集中させるよう対応策を打ち出す必要に迫られていた。国共対立の状態を前に、一部のアメリカ政府関係者から中国共産党勢力に同情的な意見もみられ、政治思想を越えて、全ての抗日勢力に直接支援の手が差し伸べられるべきであるとの警告もなされた。にもかかわらず、アメリカ政府は国民政府のみに支援を続けた (Schaller [7] pp. 43-44)。

この借款供与以後、アメリカは中国向けの資金供与を増加させた。同年11月29日、ルーズヴェルトからモーゲンソーへ性急な対華借款の要請が行われた。その具体的内容は、(1) 今後24時間以内に5,000万ドルの通貨安定借款を行う、(2) 輸銀から同額のクレジットを行う、ということであった。モーゲンソーの反対でルーズヴェルトの提案は実現されなかったが、モーゲンソーが他国に先駆けた中国通貨安定基金への支援を議会と協議することで決した。結果的にアメリカは、当初中国側から内々に要求されていた通貨安定借款ではなく非軍事物資の購入のために、翌1941年2月、5,000万ドルの対華借款を行った。

第1表から分かるように、アメリカをはじめとする欧米諸国から対華借款は何件も行われ、主に商品購入に充てられていた。他方で、中国には法幣の価値安定問題が浮上していた。日中開戦以前、法幣は数回にわたって日本の通貨戦に巻き込まれたものの、中国の豊富な外貨準備によって死守された。しかし開戦後、中国経済は国民政府の赤字財政の余波を受けて極度のインフレーションに陥ったのである。国民政府は法幣安定化資金の必要性を説き、英米仏の各国に借款の要請を行ったが、これに最初に応えたのが、イギリスの出資で設立された通貨安定基金であった<sup>21)</sup>。しかし、基金は早々の資金枯渇により設立後数ヶ月で実質的な活動休止に追い込まれたことから、国民政府は引き続きアメリカに通貨安定借款と基金新設を打診していた。その活動は、イギリスの基金設立から約2年後に結実する。米英中3ヶ国の協同による通貨安定基金設立であった。1941年4月、アメリカに関しては5,000万ドルの出資(中国の政府系銀行から2,000万ドルを拠出)、イギリスについては500万ポンドの出資で通貨安定基金の再建が決定された。米英協同の通貨安定基金は、国民政府側が任命した5人(米英から各1名、中国から3名)で構成される委員会によって管理・運営された<sup>22)</sup>。

1941年春には「武器貸与法(Lend-Lease Act)」が議会で成立し、武器貸与

21) *British Parliamentary Paper, 1938-39, Cmd. 5963.*

22) アメリカ国務省編 [15] 53-54ページ。

という形態での軍事援助が可能となった。よって、アメリカは輸銀を経由しない対華支援が実現可能となり、当該行の対華支援業務は終止符を打った。ただ、武器貸与法はイギリスを対象として成立した法律であり、当初、中国は対象国に含まれていなかった。貸与法に基づいて中国に供与された金額は8億7,000万ドルで、大英帝国圏向けの310億ドル、ソ連向けの110億ドルなど、欧州諸国と比べると大幅に少ない<sup>23)</sup>。

最後に、アメリカの対日政策について触れておこう。アメリカは、中国に対してと同様、日本に関しても宥和的姿勢を取り続けた。1939年、日米通商条約の破棄を通告するまで、アメリカは対日経済制裁を行わず、日本へ軍事物資を輸出していた。そのため、アメリカが行った対華輸銀借款は有効に機能しなかったと考えられる。

#### 参考文献

- [1] Adams, Frederick C., *Economic Diplomacy: the Export-Import Bank and American Economic Policy, 1934-1939*, University of Missouri Press, 1976.
- [2] Cohen, Warren I., *America's Response to China: a History of Sino-American Relations*, 3rd ed., Columbia University Press, 1990.
- [3] Dallek, Robert, *Franklin D. Roosevelt and American Foreign Policy, 1932-1945*, Oxford University Press, 1979.
- [4] Dietrich, Ethel B., *Far Eastern Trade of the United States*, Institute of Pacific Relations, 1940.
- [5] Jespersen, T. Christopher, *American Images of China, 1931-1949*, Stanford University Press, 1996.
- [6] National Foreign Trade Council, *Report of the Twenty-Seventh National Foreign Trade Convention*, National Foreign Trade Council, Inc., 1940.
- [7] Schaller, Michael, *The U. S. Crusade in China, 1938-1945*, Columbia University Press, 1979.
- [8] United States. Congress. House. Committee on Banking and Currency, *To Continue the Functions of Commodity Credit Corporation, the Export-Import Bank of Washington, and Reconstruction Finance Corporation*, 76th Congress,

23) 鈴木 [22] 参照。

- 1st Session on H.R. 4011 (H.R. 3429) and H.R. 4012 (H.R. 3383), U. S. G. P. O., 1939.
- [9] United States Department of Commerce, Bureau of Foreign and Domestic Commerce, *American Direct Investments in Foreign Countries*, U. S. G. P. O., 1930, 1938, 1942.
- [10] United States Department of State, *Foreign Relations of the United States 1938*, U. S. G. P. O., 1954-1956.
- [11] Welles, Sumner, *Seven Major Decisions*, Hamish Hamilton, 1951.
- [12] Young, Arthur Nichols, *China and the Helping Hands*, Harvard University Press, 1963.
- [13] Young, Arthur Nichols, *China's Wartime Finance and Economy*, Harvard University Press, 1965.
- [14] Lockwood, William W., "Future of the China Trade," *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol. 211, September 1940.
- [15] アメリカ国務省編, 朝日新聞社訳『中国白書』1949年。
- [16] 香島明雄『中ソ外交史研究: 1937-1946』世界思想社, 1990年。
- [17] 野沢豊編『中国の幣制改革と国際関係』東京大学出版会, 1981年。
- [18] 細谷千博・斎藤真・今井清一・磯山道雄編『日米関係史 3——開戦に至る10年(1931-41年)——』東京大学出版会, 1971年。
- [19] 新井光吉「ワシントン輸銀とND政策の一断面」『海外事情』拓殖大学, 1987年7, 8・9月号。
- [20] 鹿島忠生「大恐慌期のアメリカ実業界と互惠通商政策——貿易政策転換の歴史的意味——」『西洋史研究(新輯)』第22号, 1993年。
- [21] 斎藤 叫「ワシントン輸銀の生長と展開(1934-41)」『商学論叢』中央大学, 第19巻第3号, 1977年9月。
- [22] 鈴木 晟「日中戦争期におけるアメリカ対日経済制裁と対華援助」『アジア研究』第33巻1号, 1986年4月。
- [23] 松原真沙子「蘆溝橋事件とアメリカ——二つの中立法の間における中国報道をめぐって——」『社会文化史学』第29号, 1992年5月。